

総 会 議 事 録

令和 6 年 4 月

令和 6 年 4 月 11 日 (木) 開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和6年4月11日(木)
開 会 午前9時30分、閉 会 午前10時18分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、酒井 義浩、関野 掲司
菖蒲谷 透、林原 雅人、山田 正明、松本 聡、吉田 雅典、
吉田 進、垣根 敏孝、土井 司
13名

欠席 小山 有美恵 1名

農地利用最適化推進委員

出席 杉本 廣行、粉川 正太郎、柴田 眞市、糸井 真、
瀬戸 享明、溝口 喜順
6名

欠席 平野 信也、古橋 隆三、橋本 学、志水 雅 4名

事務局 事務局長 西原 誠二、主任 内藤 進介、前事務局長 小西 正樹

議事日程

- | | |
|------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について |
| 日程第3 | 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について |
| 日程第4 | 議案第16号 非農地証明交付申請の承認について |
| 日程第5 | 議案第17号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について |
| 日程第6 | 議案第18号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定等について |
| 日程第7 | 議案第19号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について |
| 日程第8 | 議案第20号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について |

〔関野会長〕 ただ今から、令和6年4月定例総会を開会いたします。

本日の出席者は24名中19名です。欠席は小山委員、平野委員、古橋委員、橋本委員、志水委員の5名です。よって総会は成立いたします。それでは日程第1、

議事録署名委員の指名を行います。垣根委員、土井委員にお願いいたします。

次に日程第2、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第14号になります。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。1件ございます。農地の所在は大字日置※※番ほか1筆、登記地目は田が1筆、畑が1筆、面積は合計で※※㎡となっております。譲渡人は、※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様となっております。譲渡人の申請事由につきましては遠方で生活しており当該農地を管理できないため、譲受人の申請事由につきましては農業経営を拡大するためとなっております。

次の4頁に具体の場所につきましての地図と現地写真を添付しております。上が地図になります。日置上地区周辺となっております。図面左下に日置上公民館、右下に国道178号線が通っております。右上が世屋川となっております。申請農地は、右上ですが、日置※※番につきましてはこの世屋川沿と左下日置※※番が日置上集落内となっております。

次にその下に現地写真を添付しております。赤枠に囲まれた部分が申請農地となっております。上の写真が日置※※番ですが、集落内にあります畑となっております。次に下の写真が世屋川沿の日置※※番の田となっております。写真のとおりいずれの農地も適正に管理された状態となっておりますが、譲受人の※※様は以前からこの農地の管理に関わっておられ、今回の申請により正式に自分の農地として、この農地での営農を続けたいとのことでした。

次に5頁に許可申請に係る調査書を添付しております。上から第2項第1号全部効率利用の要件となっております。調査書の中央の列「判断の理由」になりますが、譲受人の農作業の従事状況等から申請農地を効率的に利用できるものと見込まれる。となっており、右端の「該当」の覧は取得できない事由に該当しないという意味の「しない」となっております。次の第2項第2号農地所有的確法人以外の法人ということですが、譲受人は個人であり法人ではありませんので該当覧はしないとなっております。次の第2項第3号です。信託ということで農地所有者と譲受人が直接取引を行いますので該当はしないとなっております。次に第2項第4号の農作業常時従事及び第5号の転貸禁止につきましては、申請時の聴き取り調査及び提出された計画書等によりまして譲受人は取得した農地を常時申請者自身で適正に管理できる従事状況であると見込めることから、これらにつきましても該当しないと判断しております。1番下に項目になります、第2項第6号の地域調和につきましては去る4月3日に地区担当の吉田進委員及び瀬戸

委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。譲受人は以前から当該農の耕作に関わっていたことから、取得後も周辺地域へ影響を及ぼすことはないものと考えられました。

議案第 14 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当の吉田進委員から補足説明をお願いします。

〔吉田進委員〕 日置※※番はハウスの所、適正に管理されており特に問題ないと思います。また下の日置※※番についても、今現在ほかの耕作者が作っていて契約してすぐ※※本人が耕作するかどうかは定かではあませんが、いずれ整理をして本人が耕作することになっているので、名義を変更しておいて問題はないと思います。

〔関野会長〕 これより議案第 14 号について質疑に入ります。御意見等のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 14 号については許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 14 号については許可します。次に日程第 3、議案第 15 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 資料の 6 頁を御覧ください。議案第 15 号になります。「農地法第 4 条の規定による、許可申請に係る意見について」下記の申請人より、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請があったことについて意見を求めます。1 件ございます。農地の所在は大字山中※※番、登記簿地目は畑、面積は※※㎡となっております。申請人及び土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。転用目的は露天資材置場を整備するためです。具体の場所につきましては 7 頁に地図と現地写真を添付しております。上の地図ですが、中央に府道 45 号線が通っておりますが、左上に進みますと皆原、惣の方面になります。右下に進みますと新宮の方向

となっております。位置的には、図面中央に山中公民館がありますとおり集落内となっております。申請農地の奥側は山となっております。その下が現地写真になります。点線で囲まれた部分が申請の農地となっております。写真のとおり既に雑種地化しており耕作はされておられません。申請者の住宅はこの土地に隣接しており、写真の左側になりますが、裏手が山の急な斜面となっております。大雨が降ると大量の土砂がずり落ちてくることもあるとのことで、この残土の仮置場としての利用を想定しているほか、現在も少し仮置きがありますが子どもの遊具などの置き場所としてもこの土地を利用したいとのことでした。また、今回の申請に至った経緯につきまして、申請者は今後この農地を耕作できる見込みが持てず、このままズルズル雑種地として農地の管理として好ましくない使い方になっていくことを懸念されておりました。また、雑草の管理も大変なことから雑草対策としてコンクリート舗装を施行したい意向もあり今回の転用申請に至っております。

次の8頁に本案件に係る意見書を添付しております。申請に係る土地、事業計画、農地の区分を確認しております。意見書の中ほどにあります、適当の文字に丸囲みしてあります所ですが、1番の農地の区分と転用目的ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。という理由により農地の区分としましては第2種農地に該当します。また、書類の下の方になりますが、農業振興地域農用地区域の所ですが、この地域は農業振興地域、農用地区域につきましていずれも区域外となっておりますので転用は可能な農地となっております。書類の中程に戻っていただきまして、2番の資力及び信用につきましては、金融機関発行の残高証明により確認しており、4番、7番につきましても提出された計画書より確認しております。また9番の周辺農地等への影響につきましては、雨水の対応について新たに設置計画の側溝へ排水することを確認しております。議案第15号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当の酒井委員から報告をお願いします。

〔酒井委員〕 事務局と現地確認を実施しました。今説明があったとおりであります。申請者の住んでおられる住宅のすぐ裏がかなり急な傾斜の山になっておりまして、数年前にも大雨で土砂が崩れたこともあってそういう土砂の処理場も兼ねてということでありました。状況からみてやむを得ないと思います。以上です。

〔関野会長〕 これより議案第15号について質疑に入ります。御意見等のある方は

挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 15 号については許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 15 号については、許可相当の意見を付し京都府へ進達します。

次に日程第 4、議案第 16 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 9 頁をお願いします。議案第 16 号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。2 件ございます。1 番です。土地の所在につきましては大字難波野※※番、登記地目は田、面積は※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの福田優也様で、非農地の事由につきましては昭和 60 年 10 月頃から耕作していないということです。2 番です。土地の所在は大字田原※※番、登記地目は田、面積は※※㎡で、土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。非農地の事由につきましては昭和 55 年 4 月 1 日から耕作していないということです。

具体の場所につきましては、10 頁に地図を添付しております。上が 1 番の難波野となっております。図面の中央に国道 178 号線がありますが、画面左下に江尻にあります府中公園、ここから左に進みますと日置になりますが、この日置寄りで難波野集落の外れに広がる一団の農地の中に当該農地が位置しております。

次に下の写真が田原の農地になりますが、図面のとおり中央に田原公民館がありますが、田原集落内の住宅地となっております。資料により御確認をお願いいたします。次の 11 頁に現地写真を添付しております。上が 1 番の難波野となっております。点線の部分が申請農地となっておりますが、たびたびこの付近につきましては非農地申請がありますが、周囲一帯が写真のとおり永年耕作されておらず、芦、葦の雑草が群生しておりかなり原野化が進んだ状態となっております。次に下の写真 2 番の田原になります。赤い点線部分で住宅と駐車スペースの敷地となっております。農地としての利用は現実的に困難な状況となっております。こちらにつきましては、登記地目が農地である土地に住宅が建っておりますので、違法転用の状態となっておりますが、建築年数が、昭和 55 年となっており、築 40 年余りを経過しております。つきましては、発生から 20 年以上が経過しているこ

とにより、始末書などの提出は求めておりません。

議案第 16 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1 番は吉田雅典委員、2 番は垣根委員から報告をお願いします。

〔吉田雅典委員〕 1 番の府中の難波野の農地について、写真で見ていただいたり地図を見ていただいたりして分りますように、かなり以前から荒廃している農地で周りもかなり荒廃しているという関係で農地として利用に適さないという理由で非農地と判断しました。以上です。

〔垣根委員〕 田原の農地でございますが、4 月 2 日に事務局と立会いを行いました。写真のとおり住宅が建っており、事務局の説明のとおり 40 年以上経過しているようなことで、非農地で仕方ないと判断しました。

〔関野会長〕 これより議案第 16 号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 特に意見もないようですので、異議なしと認め議案第 16 号については承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 16 号については、承認とします。次に日程 5、議案第 17 号「再生利用が困難な農地に係る非農地判断について」を議題とします。配付資料にありますとおり、議案第 17 号の当事者となります瀬戸委員はここで一旦退席をお願いします。

(瀬戸委員の退席)

〔関野会長〕 事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の 12 頁を御覧ください。議案第 17 号

「再生利用が困難な農地に係る非農地判断について」議決を求めます。2 地区ございます。12 の 1 から枝番の 11 まで 11 頁、こちらが文珠地区と、13 の 1 から 13 の 16 になります日置地区となっております。

これにかかる地図を添付しております。赤い農地の今回御審議いただく対象農地となっております。農地利用状況調査によりまして、B 判定と判断された、再生利用が困難な農地が、12 の文珠地区につきましては、327 筆、面積では 48,868.93 m²、日置地区におきましては 456 筆、面積は合計 94,202.38 m²記載されております。

資料の表ですが左から番号、その右が土地の情報としまして大字、これは 12 が全て文珠、13 が日置となっております、その横が小字、番地、枝番ほかとなっております。中央より右が所有者情報となっております、氏名とその横に住所の表記があります。住所の右の欄に移っていただきまして、非農地の事由についてですが、農地利用状況調査による非農地判定で、備考欄になりますが、令和 4 年度及び令和 5 年度の調査、となっております。なお、この「令和 4 年度」と記載された農地につきましては、令和 4 年度以前に B 判定された農地も含まれますが、この申請に向けまして、令和 4 年度に再度、改めて B 判定を確認されております。文珠地区、日置地区におかれましては、今回の議案に向けて準備を進められ、資料に掲載の全ての農地について、農業委員、推進委員及び協力員さんで現地確認を実施されております。議案の審議に際しましては、一筆一筆につきましては、資料により、各々御確認をお願いいたします。議案第 18 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 17 号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

〔松本委員〕 この所有者の情報は全然違うように思えるのですが、所有者の住所が文珠の方が殆ど居られませんか、私の知ってる文珠の方もありますが宮津の方の住所になっている、こんなことはないと思うのですが。

〔山田委員〕 老人ホームに入所した場合、住所もそっちへ持っていくのでその関係もあるのではないですか。

〔内藤主任〕 農地台帳システムの情報をそのまま機械的に読込んでこの資料を作成しております、個々の確認は行っておりませんので間違いが無いとは言い切れませんが、稀に間違いではなくても古い住所が載っている可能性はありますが、御指摘の上で資料を見ると確かに文珠の住所が少なすぎる印象を受けます。一旦持帰

って再度確認をさせていただきたいと思います。

〔小西前事務局長〕 本日引継ぎで出席させていただいておりますので発言権はないかもしれませんが、先程事務局が申し上げましたとおり住所につきましては再確認し、間違いがあるのであれば来月には訂正をさせていただくこととし、これとは別に、この議案については非農地の判断をすることであって、所有者の住所は参考程度の情報でありますので審議に影響は無いと考えますので、議案につきましてはこの場で裁決いただきますようお願いを申し上げます。

〔関野会長〕 その他、御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 それでは特に意見もないようですので異議なしと認め、議案第 17 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 17 号については決定とさせていただきます。一時退席いただいた瀬戸委員に再入室いただくようお願いします。

(瀬戸委員の再入室)

〔関野会長〕 次に日程 6、議案第 18 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 資料の 14 頁をお願いします。議案第 18 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について」になります。初めに中間管理機構を介した貸借となっております、貸手と借手が先に決定しておりますので一括方式での提案となっております。17 頁までの 4 頁に 6 件ございます。この内、1 から 4 番までの喜多の案件につきましては、耕作者がいずれも※※様、5 から 6 番の由良、石浦につきましては、※※様となっております、両名とも若手の農業者となっております。貸借期間はいずれも令和 16 年 4 月 21 日までの 10 年、公告日は 4 月 22 日となっております。詳細につきましては、資料により各々で御確認をお願いいたします。

次に 18 頁をお願いします。貸手と借手が直接契約を行う相対での利用権設定

となります。20 頁まで 7 件ございます。貸借期間は各々の年数で設定されておりますが、公告日は、いずれも新年度の令和 6 年 4 月 22 日となっております。詳細につきましては、資料により各々御確認をお願いいたします。議案第 18 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 18 号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 特に意見もないようですので異議なしと認め、議案第 18 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 18 号については決定とさせていただきます。次に日程 7、議案第 19 号「農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について」を議題とします。配付資料にありますとおり、議案第 19 号の当事者となります瀬戸委員はここで一旦退席いただきますようお願いいたします。事務局より提案説明をお願いします。

(瀬戸委員の退席)

〔関野会長〕 事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 資料の 21 頁をお願いします。議案第 19 号「農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について」になります。一般社団法人 京都府農業会議に対しまして、当委員会から、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、議決を求めるものでございます。中間管理機構を介した農地の利用権設定、農地の貸借についての内容ということでございます。

なお、先程御審議いただきました、議案第 18 号の利用権設定につきましては、貸手、借手の双方が新しく契約される内容となっておりますが、この議案第 19 号につきましては貸手であります所有者は変わらず、借手であります耕作者のみが変わる配分計画の変更という内容となっております。

具体的内容につきましては、22 頁をお願いします。A3 の横長の資料になります。実際に促進計画の作成の要請を行う様式 6 号となっております。表の左から契約

者である貸手の情報です。農地の所有者は、日置にお住まいの※※様、対象の農地は字日置の農地2筆、※※㎡となっております。こちらは従前のままでその右の借手であります耕作者が変更になります、新しい耕作者は日置在住で当委員会の瀬戸代表と同じく日置在住の※※様となっており、引き続き果樹の栽培される計画となっております。貸借期間は前の契約の残りの期間を満了する形で令和11年2月19日となっております。ここから手続きを進めまして利用権設定の開始は6月になる見込みとなっております。詳細につきましては資料により御確認をお願いいたします。議案第19号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第19号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 御意見もありませんので異議なしと認め、議案第19号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第19号については決定とさせていただきます。一時退席いただいた瀬戸委員に再入室いただくようお願いします。

(瀬戸委員の再入室)

〔関野会長〕 次に日程8、議案第20号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔小西前事務局長〕 失礼いたします。先程補足説明もさせていただいたんですが、本日、私ほ権限のないところでございますが、引継ぎということで西原局長の代理で御説明を申し上げたいと思います。議案題20号ということで「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」でございます。23頁とあとお配りしておりますホッチキス止め2枚物の方で同じタイトルとなっておりますが、こちらのホッチキス止めの方を御覧いただきたいと思います。こちらの方は改選が昨年ありましてそれ以前にいらっしゃった委員の方は昨年度もこの4月に御確認をいただいているんですけども、人農地施策の見直しというのが令和4年にございまし

て、地域計画とか活動記録の 10 日以上といったお話が出ておりまして、その際に農業委員会の活動をこういった目標設定をして実績報告も確認をしながら推進をしていただきたいといふことで、国の方が法律で、農業委員会法で改正いたしましてこれまでも事務局でやっておったんですが総会の場でしっかりと皆さんに御確認をいただくということで、本当に本来ですと令和 5 年度の実績が出てから令和 6 年度の目標設定を行うのが筋でございますが、国の方から 4 月中に活動目標を設定しなさいということになっておりまして、今回 2 回目なんですけれども提案をさせていただきます。また、6 月末にも実績を報告しないといけないうことがございまして、その際には 5 月、6 月の総会で御確認をお願いしたいというふうに考えております。

そうしましたらホッチキス止めの資料の 1 番からございまして農業委員会の状況ということで記載しております。定数ですとか 2 番の方では農家、農地等の概要ということでこちら令和 5 年度末の数字となっておりますし、センサスで最近行われました 2020 年の結果なんかを入れていくことになっております。続きまして目標設定の次の頁からということになっておりまして、最適化活動の目標設定で皆さんも御存じのとおり最適活動は 3 本柱となっております、1 点目が現況を書いておりますが、1 番から遊休農地の解消とか農地の集積集約化とか新規参入の促進ということについての記載となっております。こちら 2 番の最適化活動の目標の括弧 1 番が農地の集積状況ということになっておりまして、こちら管内の農地面積 671ha ありますが 139 ha で集積率が 20.7%ということになっております。目標というところでありますように 2 番になります。こちらが集積率 53%というのがこれは京都府の基本方針を改正しておりまして従前から 53%ということで府内の集積率 53%を目指しているのですが、これも改正しても同じ数字になっておりましてこの数字を入れております。今年度の宮津市の新規集積面積ということで 2.5ha と入れさせていただいております。こちらは後ほどご説明いたします新規就農者の方が新しい方がいらっしゃいましてその方々の耕作面積を入れますと 2.5ha 位になりますので、実際には 4 ha 位になると予定されておりますが、農林水産課の担当と確認を行いましてこの数字にさせていただいております。ちなみに昨年の目標は 1 ということでございましたけれども十分クリアしているということでございます。こちらでいきますと年度末の集積率というのが 21.1%ということになりまして、非常に分母の農地面積が大きい数字になっておりますが、こちらが国から統計で出された数値になっておりまして、徐々に少なくなっているんですが、大きいために集積率が上がっていないという事実がございまして。2 番の遊休農地の解消ということにつきましては、本日事務連絡でさせていただきます直近の数字ということで挙げさせていただいております。遊休農地面積ということで、A 分類の所になりまして、内緑区分の所が

A 1というところになりまして9.2 haで、黄色区分がA 2ということで2 haで併せて11.2が現状ということとなっております。目標につきましては令和3年度を入れなさいということになっておりまして、その時10 ha位あったんですが、その目標については5分の1の面積を記入することになっておりまして2 haということにさせていただいております。

次に次の頁の新規参入のところでございます。ありがたいことに宮津市の新規の就農される方というのが近年増えておりまして、令和3年度には4経営体、令和4年度には2経営体、令和5年度にも4経営体ということでございます。本日事務連絡で認定農業者の一覧表をお配りしておりまして、そちらの方も少し増えてきておりますのが、新規就農者が増えたということで和5年度におきましては、由良の※※さんですとか、栗田の※※さん、府中、日置の※※さんご夫妻とかこういったところの方々が4経営体ということでございまして※※さんの面積が沢山ありまして※※haになっております。こちら目標としましては、それと別に権利移動の面積ということで、これは農地法第3条とか権利設定であった年度の3か年の平均内の1割を新規就農者に貸しつけるという、これもルール化されておましてこの4 haという数字が入っております。最後に2番の最適化活動の活動目標ということで、こちらにつきましては従前から宮津市農業委員会の方では月10日ということにしておりまして、活動記録も2番から4番の項目で10日以上でお願いしております。活動月間ということでは年3回ということで、7月は地域計画の策定で推進会議でもお話があると思いますが、7月の利用状況調査に併せて進めていくということでございますし、また、11月には利用状況調査の結果を踏まえて意向調査などで進めていくということで11月を挙げさせていただいております。また2月に新規就農対策ということで、若手農業者との意見交換等進めていくということで、3月を入れさせていただいております。最後の新規参入相談会の参加目標につきましては、そういった相談会に委員が出席するという目標がございまして、京都市で開催されるそういった相談会への参加が1回、人数3名での参加ということで昨年同様に入れさせていただいております。こういった形で形式的なところもございしますが、目標設定ということで定める必要がございまして実現可能なところの数値を入れさせているということで御確認をいただきたいと思っております。説明につきましては以上となります。

〔関野会長〕 これより議案第20号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 特に意見もないようですので異議なしと認め、議案第 20 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 20 号については決定とさせていただきます。

以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関 野 揚 司

委 員 垣 根 敏 孝

委 員 土 井 司

記 録 者 西 原 誠 二

